平成２８年（フ）第４９３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番９―202号
債務者　野村　眞子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５００号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1647番地の２
ボンネルフ2002　201号
債務者　瀧口智恵美
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０６号
茨城県石岡市川又798番地４
債務者　関　　正樹
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３４号
埼玉県加須市北小浜147番地１　サンライフ加須Ｂ棟101号室
債務者　井上健次郎
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５４号
埼玉県川口市大字安行吉蔵325番地の１　ハイムコスモス101号
債務者　高山佳代子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９０号
埼玉県久喜市伊坂49番地１　サン・グリーン・レイ203
債務者　小杉　　茜
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５４号
埼玉県川口市朝日１丁目12番６号　エトワール朝日Ⅱ　304号
債務者　新谷　　勉
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
埼玉県川越市藤原町21番地７　（川越藤原町マンション109号室）
債務者　馬橋　若葉
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６１号
埼玉県所沢市小手指町２丁目７番地の18　小手指グリーンハウス203
債務者　萩倉　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６６号
埼玉県坂戸市仲町９番11号　サンライト坂戸仲町307号室、前住所埼玉県坂戸市大字坂戸1524番地２　フォーブル金内山205号室
債務者　赤津　雄也
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２１号
埼玉県深谷市岡96番地16
債務者　志村　芳美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４１号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目20番地18　ルクソール　301号
債務者　中宿裕太郎（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１７号
長野市三本柳西２丁目15番地　アメニティ三本柳Ａ棟201
債務者　岡村　純也
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
長野市川中島町御厨195―179　御厨団地Ｃ―318号、住民票上の住所長野市戸隠豊岡3337番地
債務者　野池　邦夫
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９３号
札幌市南区南32条西10丁目４番３―402号
債務者　山下　剛史
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０９号
札幌市東区北43条東４丁目１番22号　ラ・ミリオーネ102号
債務者　福田　博史
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４８９号
札幌市北区新琴似12条14丁目１番１―102号
債務者　小川　芳裕
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部